

原議保存期間	10年(平成41年3月31日まで)
有効期間	一種(平成36年3月31日まで)

警察庁丙規発第6号、丙交企発第44号、丙交指発第18号

平成31年3月14日

警察庁交通局長

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

信号機の設置の合理化等の更なる推進について(通達)

信号機の設置の合理化等については「より合理的な交通規制の推進について」(平成21年10月29日付け警察庁丙規発第24号、丙交企発第144号、丙交指発第38号。以下「合理化通達」という。)、
「信号機設置の指針の制定について」(平成27年12月28日付け警察庁丙規発第25号。以下「設置指針」という。)等により実施してきたところであるが、今後5年間、下記により集中的に取り組むこととしたので、各都道府県警察にあつては遺漏ないよう対応されたい。

記

1 基本的な考え方

信号機は、交差点又は横断歩道において交通流を時間的に分離し、交通流の交錯による交通事故の発生を防止するとともに、一定以上の交通量がある場合は交差点の処理能力を改善し、遅れ時間を減少させることができるものであるが、設置後の道路交通環境の変化等により現場の交通実態に適合しなくなったものを放置した場合には、信号無視を誘発したり、自動車等を不要に停止させ遅れ時間を増加させるなどの支障を及ぼすおそれがあるほか、信号機による交通規制に対する信頼や国民の遵法意識を損なうことともなりかねない。

これまで合理化通達等に基づき、こうした信号機の見直しを含め、より合理的な交通規制を推進してきたところであるが、全国の信号機のうち更新基準を超過したものの割合は年々増加し、平成29年度末時点では約22%となっているほか、道路標識や道路標示についても老朽化しているものが散見される現状を踏まえると、交通の安全と円滑等に十分に配慮しつつ、限られた予算等の資源を最適な形で配分していくことが重要となっている。特に、交通安全施設等整備事業の予算に占める比重に鑑みると、信号機の設置の在り方については、より一層の合理性が求められるところである。

そこで、信号機の設置の在り方のより一層の合理化を推進する観点から、設置指針に照らして全ての信号機の設置の必要性を点検し、その結果に応じて必要性の低下した信号機の撤去又は移設(以下「撤去等」という。)を図るとともに、設置自体に合理性が認められる信号機についても設置方法の効率化を図ることとする。

2 信号機の総点検

(1) 点検等

全ての信号機を対象として書面等による点検を行い、設置当時から交通実態等が大きく変化するなど設置指針に照らしてその設置の合理性について重点的に点検を行う必要性の高い信号機（以下「重点点検信号機」という。）を少なくとも3割程度選定すること。また、重点点検信号機については、実際の交通量を測定するなどして交通実態、交通事故発生状況等を把握し、調査・分析を行うこと。

そのほか、上記点検等と合わせて、(2)ウに該当する信号機を対象とし、設置方法の効率性（例えば、背面灯器等の必要性、灯器連動や複数交差点制御の導入の可否等）についても併せて点検すること。

(2) 分類

(1)の結果に応じ、設置指針に照らして全ての信号機を以下の3分類に整理すること。

ア 現状で撤去等することが妥当であると考えられる信号機

イ 現状では維持する必要があるものの情勢の変化等に応じ平成35年度末までに撤去等の可否を検討する可能性がある信号機（例えば、平成35年度末までに学校の統廃合が見込まれるなどの理由で、撤去の可否について検討することとなる通学路上の信号機が該当）

ウ それ以外の信号機

(3) 点検に係る留意事項

ア 4(2)に示す期間内に信号機の撤去等が完了する限りにおいて、複数年度にまたがって点検を実施することを妨げない（例えば、管轄内の信号機を4グループに分け、平成31年度から平成34年度の各年度に各グループを対象として点検を実施するなど。）。

イ 一灯点滅式信号機その他の常に灯火の点滅を行っている信号機については原則として(2)アに分類すること。

ウ 重点点検信号機であってもその点検結果等に応じ、必ずしも(2)ア又は(2)イに分類する必要はない。

3 必要性の低下した信号機の撤去等

(1) 撤去等の推進

2(2)アに分類した信号機について、計画的に撤去等を推進すること。また、2(2)イに分類した信号機についても、当該情勢の変化等に応じ、撤去等を検討すること。

(2) 撤去等に係る留意事項

撤去等に当たっては、地域住民や道路管理者等の関係者と十分に調整を行うこと。特に地域住民に対しては、信号機の必要性が低下した状況（例えば、交通量の低下や利用者の減少等の数字を示して説明することが考えられる。）、撤去等を行った後の安全性について説明を行うなどして、その理解を求めること。

(3) 設置方法の効率化の推進

2(1)において検討した信号機の設置方法の効率化に向けた措置について、交通安全施設等の更新時期等を踏まえ、計画的に実施すること。

4 実施方法等

(1) 点検及び撤去等に係る計画の策定

2及び3に示した点検や撤去等を推進するに当たり、計画的にそれらが行われるよう、以下の内容を含む実施計画（以下「信号機合理化等計画」という。）を策定すること。

ア 点検等に係る計画及びその実施状況

イ 2(2)ア及び2(2)イに分類した信号機の撤去等の計画及びその進捗状況

ウ 設置方法の効率化に係る計画及びその実施状況

なお、信号機合理化等計画については平成31年12月末までに策定することとし、その後、2及び3の進捗等に応じて、適宜追加、修正を行うこと。

(2) 集中実施期間

本通達に基づく取組については、平成35年度末までに計画的かつ集中的に実施すること。具体的には、同年度末までに全ての信号機の点検を終了させ、撤去等を行うべきと判断した信号機についてはその撤去等を終了させるとともに、所要の信号機については設置方法の効率化を図ること。ただし、例えば地域住民との調整に時間を要する場合等であって、同年度末までに撤去等を行うことが困難である場合や、設置方法の効率化に関し、交通安全施設等の更新時期等を踏まえた計画が策定されている場合には、必ずしも同年度末までに撤去等や効率化を終了することを要しない。

(3) 中長期的な整備方針の確立

本通達に基づく取組の実効性を確保するためには、持続可能な交通安全施設等の整備の在り方について各都道府県の人口動態、地方財政の見通し、経済活動の推移等を踏まえた検討を行い、中長期的な整備方針を確立するとともに、各都道府県における世論に信号機の撤去等の必要性を訴えていくことが重要であることから、その方針の確立と理解促進に特に配慮すること。

(4) 推進体制の確立

本通達に基づく取組の実効性を確保するためには、横断歩道に関わる交通ルールの遵法意識の高揚を図っていくことが重要であることから、同取組に関し、交通規制担当部門のみで実施するのではなく、交通安全教育部門や交通指導取締り部門との協働を図ることとし、警察本部及び警察署において適切な推進体制を確立すること。

また、警察本部においては、警察署における取組を積極的に支援すること。

(5) その他

ア 本通達における取組においては、撤去等の対象となるのはあくまで設置指針に照らしてその設置に合理性がなくなった信号機であり、いたずらに必要性のある信号機の撤去等を進めるものではないことに留意すること。ただし、点検において信号機を維持するという判断を行う場合には、重点的な点検の対象とならない信号機を含め、設置指針に照らして合理的な説明が行えるようにしておくこと。

- イ 点検が終了した信号機についても、交通実態等の変化等を把握した場合には、必要に応じ、再点検を行うこと。
- ウ 本通達の趣旨に鑑み、引き続き、信号機の新設は設置指針に照らして真に必要なものに限ること。
- エ 信号機合理化等計画を含め、本通達に基づく取組に関する警察庁への報告については、別途指示する方法による。